

令和6年度 三重地方最低賃金審議会
第1回特定（産業別）最低賃金（合同）専門部会

- 1 開催日時 令和6年9月17日（火） 13時55分～14時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表

恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸

労働者代表

池尻 亮輔 石田 司郎 鵜飼 力 小畑 彰彦 片山 智成
東 剛寛 森本 和秀 山本 晃久

使用者代表

大西 宏弥 倉光 優次 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人
松山 佳史 真弓 晋一 山本 正仁

4 議題

- (1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について
(2) 専門部会運営規程（案）について
(3) 今後の審議の進め方について

5 開 会

(指導官)

定刻には少し早いのですが、皆様お集まりいただきましたので、只今から令和6年度三重地方最低賃金審議会第1回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会を合同部会形式により開催させていただきます。

本日は、3業種に係る合同の専門部会でございます。

なお、以後、部会名等におきましては、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」等、略称で呼ばせていただきたいと思います。

専門部会委員の就任の辞令につきましては、本来なら、お一人おひとりにお礼を申し上げ、お渡しさせていただくところでございますが、机上配付とさせていただきます。

また、本日欠席のご連絡を頂戴しております委員の方は、労働者代表委員の前田委員と使用者代表委員の廣澤委員の2名のご欠席で頂戴しております。

公益代表委員の三好委員が遅れて到着されるとお聞きしていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規程にあります定足数については、会の途中で改めてご報告いたします。

開会にあたりまして、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(部長)

労働基準部長の宮下と申します。委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の地域別最低賃金につきましては、8月5日の三重地方最低賃金審議会において、時間額1,023円とする答申をいただきました。その後、8月30日に官報公示があり、10月1日からの発効予定となっています。

これからは、特定（産業別）最低賃金改定の審議に移ってまいります。三重県下では7業種ありますが、本年度の特定最低賃金の改正として、5業種について改正に関する申出があったことから、先に改正の必要性について調査審議をしていただき、8月21日の審議会の結果、3業種について、「改正の必要性あり」との答申を全会一致によりいただいたことから、この度、金額改定の審議をお願いすることとなった次第でございます。

最低賃金の改正の決定については、公・労・使各3名の委員で構成する専門部会を設置することとなっており、各業界の実情を理解された方を労使それぞれの団体から推薦いただき、総合的に判断し、本日お集まりの皆様方に部会委員の任命をさせていただいたところでございます。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより、地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認めたものについて設定しているものでございます。これから約1か月の間で集中的に審議することになるかと存じますが、労使のイニシアティブ発揮により、全会一致での答申を頂ければというふうに思っております。冒頭の挨拶は以上でございます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

6 各専門部会部会長及び部会長代理の選出

(室長)

それでは、各専門部会部会長及び部会長代理の選出を行ってまいります。

最低賃金法第25条第4項では、専門部会には、「部会長及び部会長代理を置き、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員の内から委員が選挙する。」と規定されております。

先般、本審の公益委員で各専門部会の部会長及び部会長代理について、ご協議いただいておりますので、その結果をご報告申し上げます。

① 電線・ケーブル製造業は、

部会長に西川委員、部会長代理に三好委員

② 電気機械器具製造業は、
部会長に三好委員、部会長代理に前田委員

③ 輸送用機械器具製造業は、
部会長に前田委員、部会長代理に西川委員

と、このように決めていただきましたので、よろしく願い申し上げます。拍手をもってご承認をお願いいたたく存じます。

— 拍 手 —

7 議長の選出

(室 長)

ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の議長の選出についてでございます。

各専門部会の会議につきましては、部会長が運営するということになっております。

本日は合同部会でございますので、議長は、本審の会長でもございます安井委員にお願いいたしたく存じます。

拍手をもってご承認をお願いします。

— 拍 手 —

(室 長)

ありがとうございました。

それでは、安井議長、これよりの会議の運営をよろしくお願いいたします。

8 議 事

(1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について

(議 長)

只今、皆様方のご指名をいただきまして、本日の会議を進行させていただくことになりました三重地方最低賃金審議会の会長を務めさせていただいております安井でございます。よろしくお願いいたします。

9月も半ばに入ってきたというものの、このように暑い日が続いております。今年例年に増して暑い夏だったという感じですし、まだ真夏日猛暑日が続いている状況でございます。このような暑い中、委員の皆様には大変お忙しい中、本専門部会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方の顔を拝見させていただきますと、昨年引き続きご就任いただいた委員の皆様が多数みえると感じさせていただいております。進行に当たってはスムーズな進行ができるのではということで、安心をして進めさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

それでは只今より三重県特定（産業別）最低賃金専門部会を合同部会形式によりまして始めさせていただきます。

先程部長からのご挨拶にありましたけれども、重複いたしますが、三重地方最低賃金審議会といたしましては、8月5日、暑い中、審議をいたしまして残念ながら全会一致とはまいりませんでした。賛成多数をもちまして1,023円にて結審をさせていただきます。

その後、2件の異議申出がございまして、8月21日に諮問をお受けし、再度審議をいたしましたが、8月5日付け答申通り決定することが適当であるという結論に達し、答申させていただきます。

これを受けて、三重労働局長が三重県最低賃金を時間額1,023円に改正することを決定し8月30日に官報公示したところです。

これより特定（産業別）最低賃金の審議に移っていきます。

特定（産業別）最低賃金は、7業種ございますが、最低賃金審議会において、申出のありました5業種のうち

- ・電線・ケーブル製造業
- ・電気機械器具製造業
- ・輸送用機械器具製造業

の3業種について「改正の必要性有り」の答申を行いましたところ、改めて、局長から金額改定の諮問をお受けましたので、これから、3業種それぞれの専門部会で金額改定の調査審議を進めていただくことになります。

大変お忙しい中を、時間も制約されてタイトな日程になってしまいます。それぞれのお立場もございまして、色々と無理難題を申し上げさせていただくこともあろうかと思っております。それぞれの産業のために最後まで慎重なるご審議をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、お手元にあります事項書に沿って議事を進行させていただきます。

先ず、議事(1)の「最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について」事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは私の方から、最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について、ご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。5業種から申出書の提出があり、ご覧の通り7月16日の第2回本審におきまして、労働局長から特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

めくっていただいて2ページをご覧ください。8月6日開催の小委員会におきまして、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、3業種について、「改正の必要性有り」とする小委員会報告がなされました。

8月21日の第5回本審におきまして、この小委員会報告を受け、特定（産業別）

最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、資料7の3頁のとおり「改正の必要性有り」とする答申を頂戴いたしましたので、資料8のとおり特定（産業別）最低賃金の改正決定について労働局長から諮問をさせていただきました。

なお、前後いたしますが、資料6につきましては、改正の必要性有りとなった3業種の申出書をお配りさせていただいております。

本日、第1回専門部会を開催させていただいておりますが、今後の審議日程につきましては、後程、それぞれの業種毎に分かれてお集まりいただき、ご協議いただきたいと思っております。

令和元年度より、事業場において賃金締切日が20日の事業場が多く、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があるため、今年度も特定（産業別）最低賃金改正の効力発生日を12月21日として、それを目標に、審議を進めていただきたく存じます。

資料9は「答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表、特定（産業別）最低賃金の場合」でございます。

資料9の2頁をご覧ください。

赤線で囲んでありますところが発効日を12月21日（木）とした場合の答申要旨公示日別最短効力発生予定日になります。

今年度は、10月23日（水）の本審にて答申をいただき、当日公示を行いますと、異議申出締切日が11月7日（木）となります。特定（産業別）最低賃金について、昨年異議申出はなく、例年、異議申出がないようですが、もし今年、異議の申出があれば、締切日の翌日の11月8日（金）に異議審を行うこととしております。

本審委員の皆様におかれましては、日程の確保をよろしく申し上げます。

各専門部会の具体的な日程は、後程、各部会で調整いただきますようよろしくお願いいたします。

（議 長）

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、何かご確認あるいはご質問等がございましたらお受けいたします。

如何でしょうか。

特にならぬようございますので、各専門部会におかれましては、10月23日（水）に、本審で答申が行えるように、後程、日程調整をよろしくお願いいたします。

（2）専門部会運営規程（案）について

（議 長）

それでは、次の「（2）専門部会運営規程（案）について」、事務局の方から説明をお願いします。

（室 長）

はい。それでは、資料2をご覧ください。

それぞれの委員が担当していただく産業名を入れた運営規程（案）を、お手元にご用意させていただきました。

この専門部会につきましては、こちらの裏面第 10 条にもございますように、毎年その時限りのもので、異議申出の期間が満了をした時に廃止されるということとなっております。内容的には昨年と同じ内容のものとなっております。

規定を簡単に説明させていただきます。

第 4 条は「会議の招集」

第 5 条は「テレビ会議システムを利用する方法」と「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」

第 6 条は「会議は部会長が議長となって議事を進めていただく」こと

第 7 条は「会議の公開・非公開について」

第 8 条は「議事録等に係る取り扱い」について規定

第 9 条は「審議会会長に報告」

第 10 条は「専門部会の廃止」

を、規定しています。

主なところは、以上のとおりでございます。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

運営規程（案）につきまして、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら特になければ、一括して、この（案）のとおりにより 3 業種の専門部会運営規程を決定したいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

特にご意見がないようですので、この運営規程は本日から発効ということで、施行期日の欄に令和 6 年 9 月 17 日と書き入れていただき、冒頭の（案）を取って決定とさせていただきます。

(3) 今後の審議の進め方について

(議 長)

それでは、次の議題に移ります。議事の「(3) 今後の審議の進め方について」事務局から説明をお願いします。

(室 長)

では、専門部会の進行に関しご提案させていただきます。令和 5 年 6 月 9 日に開催されました令和 5 年度第 1 回本審におきまして、三重地方最低賃金審議会運営規程第 6 条、三重地方最低賃金審議会三重県最低賃金専門部会運営規程第 7 条及び各特定最低賃金専門部会運営規程第 7 条の会議の公開に係る運用についてご審議いただき、公労使が集まって審議する部分は公開し傍聴人に入ってください。公労の委員、公使の委員が意見交換する部分は非公開とし傍聴人は退出いただくと決定いただいたところです。

本日、お諮りしたいのは、公労の委員、公使の委員で金額の意見交換いただいた後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくことについてでございます。

ご提案させていただく理由としましては、お手元の資料 14 をご覧ください。令和 5 年 4 月 6 日付け中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告記 1（3）議事の公開の項目におきまして、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。」とされていることを踏まえ、議論のプロセスをできるだけ分かりやすくお示しいただくためでございます。

なお、当専門部会は議事録を作成し、公開しておりますことを併せてご報告いたします。

ご審議よろしくお願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。

今、三好委員がご到着されましたので、ここで出席状況をご報告いただけますでしょうか。

（指導官）

では、ここで最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規程にあります定足数でございますが、各専門部会とも定足数を満たし有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

（議長）

はい、ありがとうございました。

それでは審議に戻らせていただきます。

これまで、労使に分かれてご検討いただき、それぞれ立場を固めていただいております。今後は、労使に分かれてご検討後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員また使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果をご報告いただくという提案でございました。労働者、使用者の方からそれぞれのご意見をいただきたいと思っております。

まず、労働者側委員を代表していただきまして石田委員よりご意見を申し上げます。

（石田委員）

皆様お疲れ様でございます。労働者側の石田と申します。よろしく申し上げます。

只今の事務局さんからの提案ということでした。最後の三者集まっただけの審議というところで、多くの方に知っていただくという意味では、そのプロセスと開示することによって、透明性・納得性が高まるのであればしたほうがいいのかなというところ。ただ、これをもって建設的な合意に向けたというところが大事なのかなと思っておりますので、そこを注意して進めたいと思っております。

今回のこの最後の中身の内容を話し合う、最後に報告をするというのは、我々と

しては賛成、やっても構わないです。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。では、続きまして使用者側を代表していただきまして中村委員よりご意見をいただければと思います。

(中村委員)

私の方から使用者を代表させていただきますが、今年度から三重県最低賃金の専門部会でも同様に各専門部会ごとに、労使それぞれコメントを出すという形で変更になっておりますので、その流れを汲んで、特定(産業別)最低賃金の専門部会も同様に事務局案のようにさせていただくことでよろしいかと思っております。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。先程ご意見をいただきましたところ、労使共に問題なしということで承りました。

それでは、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくこととなりますので、ご準備の程よろしく申し上げます。

公労の委員、公使の委員で意見交換する部分は、従来通り非公開とし傍聴人は退出いただくこととなります。

労使が分かれてご検討いただくにあたり、まず「休会」とし、公労使が集まって再度審議する際には、「再開」として、審議をさせていただきます。その時に双方お一人が代表してご報告をいただくというような形で、今後各専門部会で進めていきたいと思っております。

続いて、事務局から配付資料の説明をお願いします。

(室 長)

では、配付資料の説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。昨年と一昨年の審議経過等一覧でございます。

日程的にはご覧いただいたとおりでございます。昨年の結審状況は、電線・ケーブル製造業(使用者側反対)、電気機械器具製造業(全会一致)、輸送用機械器具製造業(全会一致)でございました。

資料5は、特定(産業別)最低賃金を含む三重県内における最低賃金の一覧表でございます。

三重県におきましては、地域別最低賃金と7業種の特定最低賃金が定められておりますが、今年の10月1日から三重県最低賃金の時間額が、これら全ての特定最低賃金額を上回ったため、特定最低賃金は設定されているものの、三重県最低賃金が適用となり、このように特定最低賃金については、注釈のみの表記とさせていただいております。

資料10は、求人倍率関係の資料となっております。

直近の有効求人倍率は、7月内容で、1.16倍、三重の順位は全国31位、全国の平均が1.24倍となっております。

続きまして、資料 11、12、13 ですが、今年度第 2 回本審の資料でお配りしました「産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）」、「鉱工業生産指数の推移・鉱工業製品在庫指数の推移（季節調整済指数）」、「労働経済指標の推移」の最新版をお配りいたしました。

このうち、「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」と「労働経済指標の推移」につきましては、令和 6 年 6 月分まで、一部 7 月分まで追加して作成した内容となっております。

（議長）

ありがとうございました。

只今、少しボリュームの多い資料に基づきましてご説明をいただきましたけれども、これまでのところでの資料説明について、何かご質問あるいは、ご確認をしていただくようなことがございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。如何でしょうか。

よろしゅうございますか。

沢山の資料ですので、今後の専門部会でご活用いただければと思っております。

次に進めさせていただきます。

次に、「専門部会における審議日程の調整」になります。事務局の方で説明をお願いいたします。

（室長）

はい、お手元に「特定（産業別）最低賃金専門部会日程調整表（案）」を用意させていただきました。

なお、時間設定は、基本的には、午前は 10 時から、午後は 1 時 30 分からということで考えておりますが、委員のご都合で前後することもございます。部会長が出席、かつ、可能な限り公労使委員が出席できるように考えさせていただきました。

具体的な提案日程としては、

電線・ケーブル製造業は、

2 回目・・・10 月 4 日（金）午後

3 回目・・・10 月 8 日（火）午後

4 回目・・・10 月 11 日（金）午後

予備日・・・10 月 16 日（水）午後

電気機械器具製造業は、

2 回目・・・10 月 8 日（火）午前

3 回目・・・10 月 10 日（木）午後

4 回目・・・10 月 17 日（木）午後

予備日・・・10 月 21 日（月）午前

輸送用機械器具製造業は、

2 回目・・・10 月 7 日（月）午後

3 回目・・・10 月 9 日（水）午前

4回目・・・10月9日（水）午後

予備日・・・10月15日（火）午前

と一旦考えておりますが、委員の皆様のご都合も新たに変わっている可能性もあろうかと思いますので、一つの案としてご検討をいただければということでもよろしく願います。

複数の部会を担当されている委員の方もおられますので、他の部会と重ならないように考えました。

今回4回候補日時を挙げましたが、現時点で確保できた枠という意味であることでお考えいただきたいことと、また、他の部会との調整でただ今申し上げたものと別の日程も候補として浮上することもございますので、その点も併せて表を見比べていただきたいと存じます。

最初に申しましたように、10月23日（水）午前10時から本審の開催を考えておりますので、それに間に合うような形になるようご配慮いただきますようお願いいたします。

開催場所ですが、10月4日、11日、16日、21日はこの建物から東に約200メートルの所にございますサン・ワーク津を会場として予定しております。

（議長）

それでは、只今説明がありましたように、それぞれの専門部会の委員の間で、事務局から提案されました日程についてのご検討をしていただきたいと思えます。予備日も含めて4回の提案をいただいておりますが、専門部会は第2回第3回第4回の3回の開催を予定しておりますので、候補日の中から3日をご選択していただきまして確定していただきたいと思えます。

今から調整をさせていただきますが、各部長におかれましては進行及び日程調整をよろしく願います。各部会で日程調整が終わりましたら事務局へご連絡をして下さい。

事務局の方から、各部会の検討場所の説明をお願いします。

（室長）

電線・ケーブル製造業は労側委員席に、電気機械器具製造業は使側委員席に、輸送用機械器具製造業は労側委員席に、交互にお集まりいただくような形で願います。

— 日程調整 —

（室長）

お待たせいたしました。

それぞれの専門部会で日程調整をしていただきましたので、その結果をご報告させていただきます。

電線・ケーブル製造業は、

2回目・・・10月8日（火）午後1時30分
3回目・・・10月9日（水）午後1時30分
4回目・・・10月16日（水）午後1時30分

電気機械器具製造業は、

2回目・・・10月8日（火）午前10時00分
3回目・・・10月10日（木）午後1時30分
4回目・・・10月21日（月）午前10時00分

輸送用機械器具製造業は、

2回目・・・10月7日（月）午後1時30分
3回目・・・10月9日（水）午前10時00分
4回目・・・10月15日（火）午前10時00分

ということで、調整をしていただきましたので、よろしくお願ひいたします。時間の方は、午前は10時から、午後は13時30分からの開始で皆さんよろしいでしょうか。

はい、以上でございます。

（議長）

皆様ご協力ありがとうございました。

只今、報告のありましたように調整させていただきました。全員が出席というのはなかなか難しい状況で、欠席していただかなくてはいけない委員の方もございます。その方には申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思ひます。以上のように決めさせていただきます。よろしゅうございませうか。

（室長）

それでは、お手数ですが、調整後の日程をお手元に控えていただきますようよろしくお願ひします。

今後開催の第2回～第4回の各専門部会、10月23日（水）開催予定の本審につきましては、後日、委員各位に開催通知文を郵送させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

（議長）

第2回、第3回、それと予備日として第4回ということで日程を決めさせていただきましたので、そのように進めていただきたいと思ひます。

それぞれの専門部会でご事情がございませうから、この後につきましては各専門部会でご審議をいただき決定していただけたらと思ひますが、時間的制約もございませうのでその点ご理解の程をよろしくお願ひいたします。

本日は、合同部会ということで、最後に各専門部会の開催日程を調整していただきました。いよいよ10月頭から本格的な専門部会の金額審議が始まってまいります。それぞれのお立場があるのは十分承知いたしておりますが、冒頭でも申し上げましたが、各産業のために熱心なご審議をいただきたいと思ひます。

本日予定しておりました議題は以上でございます。

先程日程調整をしていただきましたけれども、非常に限られた日程の中で、皆様

お集まりいただきまして今後審議をしていきますけれども、お忙しい中ご苦勞をかけます。最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

それぞれ各産業を代表する皆様でございます。それぞれのお立場がありますけれども、各産業の代表としてのイニシアティブをとっていただきまして、それぞれの産業のために熱心なご審議、そして、できましたら労使が一致するような結果に導いていただきますよう、繰り返しになりますがお願ひを申し上げます。

また、机上の通知書にもございますように専門部会は、専門部会が終わりましたら廃止という形になります。任期はそれまでとなります。このように皆様一同にお集まりいただくことは本日限りとなります。各専門部会におかれまして最後まで審議の方よろしくお願ひします。

これを持ちまして三重県特定（産業別）最低賃金専門部会合同部会形式によります専門部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

（ 皆 ）

ありがとうございました。

以上